

1. 【 既存太陽光発電施設設置届出書 】(様式第15号)(条例附則第3項関係)
すべての既存太陽光発電施設について事業者は、令和6年9月 30 日までに、(様式第15号)既存太陽光発電施設届出書申請書 を県知事に届け出なければならない。
(当社は長野県知事に提出済 R6.8/28)

 2. 【維持管理計画の策定・公表 (条例附則第12項～第16項) 】
既存太陽光発電施設設置事業者は維持管理計画を公表しなければいけない。
当社富士見メガソーラー株式会社 HP に掲載する。その内容について下記に示す。
 - (1) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 42 条で定める保安規程を作成,中部経済産業局に維持管理保守計画、管理体制を提出受理され運用している。この内容を掲載。
 - (2) FIT 法の維持管理計画を作成、規則第 14 条第1項に定めている事項を運用している。
 - (3) 上記の不足する自然災害の発生する恐れがある場合の点検項目を記載
 - 台風(強風、豪雨)等の後に敷地及び設備全体の異常の有無を点検する。
 - ・強風の影響で飛来物の飛散、基礎架台の変形、固定部の緩み、強度不足の有無
 - ・敷地内部の地盤の変形、用水路、角柱の排水機能の異常の有無
 - 地震、豪雪による倒壊等
 - ・震度3程度以上の地震、豪雪時の後に地盤の傾斜や変形、パネル架台等の損傷、ケーブルの断裂等異状の有無を点検する。
 - 事故又は自然災害により、周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合
 - ・県、町、消防や警察へ連絡し、協力企業とも連携して復旧作業を実施する。
- (以上主な点検項目を当社 HP に記載します)